

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベントの開催基準

令和2年4月20日改定

上三川町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月17日、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」が改められ、栃木県緊急事態措置の実施区域が県全域となったことから、令和2年4月21日以降、町が主催する事業（会議を含む）・イベントの開催基準を以下のとおり改定する。なお、対応期間については4月21日から5月6日の間（以下「対応期間」という。）とし、5月7日以降については新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

対応期間中、開催規模の大小や場所（屋内・屋外の別）に関わらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催を自粛する。

【具体例】

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会）、催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会、・研修会、スポーツ行事 等

※ ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大を講じた上で実施。

2 その他

(1) 町が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。

(2) 町関係団体、民間等が実施するイベント（地域の活動、集会含む）等については、本基準を参考とするよう町ホームページ、かみたんメール等で周知する。